

諮問日：令和2年2月17日（令和元年度（情）諮問第35号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（情）答申第25号）

件名：釧路地方裁判所における特定の裁判官の身分等全てが記載された文書の一部開示の判断に関する件（開示の実施）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官A、B及びC以上3名の身分・職務・業務・職能・職種・職責等全て（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、同裁判官3名の身分・職務・業務・職種が記載された文書については別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とし、同裁判官3名の職能・職責が記載された文書（以下「本件開示申出文書1」という。）については作成し又は取得していないとして、同裁判官3名の全てが記載された文書（本件開示申出文書1及び本件対象文書を除く。）（以下「本件開示申出文書2」という。）については開示を求める司法行政文書が特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和元年12月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 申出人が求める開示は謄写であり、一般社会通念上、最高裁秘書第4177号のように提供の実施方法（写しの送付）であるように障がい者に対する特段の配慮といえる。取扱要綱に謄写を本人が行わなければならないとの記載はな

い（費用負担は本人負担との記載はある。）。釧路地方裁判所長が一方的に行なった謄写場所・日時を決めつける行為は、障がい者に対する心理的虐待である。

- 2 釧路地方裁判所長が、るる身勝手な主張する司法行政文書不開示通知書の開示しない理由(2)事務連絡日付と釧地家裁総第2328号の日付に整合性が無い。

補正を求めたのは不知であり、それを理由に開示しないのであれば客観的証拠を提示していただきたい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 司法行政文書開示通知書関係

- (1) 本件開示申出文書のうち、特定の裁判官3名の身分・職務・業務・職種が記載された文書については、本件対象文書を特定した。

別紙記載3から5までの履歴書には本籍等が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当する。

よって、本件対象文書を一部不開示とした原判断は相当である。

- (2) 苦情申出人は、本件対象文書を一部不開示とした原判断において、釧路地方裁判所が開示の実施方法を謄写と指定したこと並びに開示の実施の日時及び場所を指定したことについて、障害者に対する心理的虐待である旨主張している。

この点について、取扱要綱記第10の1は、文書及び図画の開示の実施については、写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることを定めており、釧路地方裁判所が開示の実施方法を謄写と指定したことは相当である。

- (3) また、開示の実施の日時及び場所については、取扱要綱記第10の3並びに平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の

保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）記第1の7の(3)及び(4)により司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として30日以内に釧路地方裁判所が指定する場所で執務時間内に行うこととされていることから、同裁判所の指定は相当である。

2 司法行政文書不開示通知書関係

- (1) 本件開示申出文書1について、釧路地方裁判所が管内所属の裁判官の職能及び職責が記載された文書を作成又は取得する必要はない。
- (2) 本件開示申出文書2について、当該申出内容では、(1)の文書及び本件対象文書を除き、開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、令和元年10月15日付け釧路地方裁判所事務局総務課長事務連絡を普通郵便で送付し、開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたが、期限までに同書面の提出がなく、開示を求める司法行政文書が特定できなかった。

なお、苦情申出人は、司法行政文書不開示通知書記2の(2)記載の事務連絡の日付と釧路地家裁総第2328号の日付に整合性がない旨主張しているが、前者の事務連絡は上記の書面の提出を求めるものであり、後者の事務連絡は開示期限の延長に係るものであって、両文書は別の文書であることから、作成日付も異なるものである。

- (3) したがって、本件開示申出文書のうち、本件対象文書を除く文書を不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月26日 苦情申出人から意見書及び資料を收受

④ 同年10月23日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

見分の結果によれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、別紙記載3から5までの各履歴書中、特定の裁判官3名の本籍等の記載であることが認められる。これらの情報は法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当するような記載があるとは認められない。また、原判断において特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、取扱要綱記第3の定めによる部分開示の余地もない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 本件開示申出文書1について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、釧路地方裁判所が管内所属の裁判官の職能及び職責が記載された文書を作成し又は取得する必要はないとのことであり、本件開示申出文書1として記載された内容を踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、釧路地方裁判所において、本件開示申出文書1に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、釧路地方裁判所において本件開示申出文書1を保有していないと認められる。

3 本件開示申出文書2について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、釧路地方裁判所は、その申出の内容からは開示を求める司法行政文書を特定することができないことから、苦情申出人に対し、令和元年10月15日付け事務連絡（以下「本件事務連絡」と

いう。)で開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたが、期限までに同書面の提出がなく、開示を求める司法行政文書が特定できなかったとのことである。本件開示申出文書2として記載された内容及び本件事務連絡の存在を踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書2については、釧路地方裁判所において開示を求める司法行政文書を特定できなかったと判断したことは相当であると認められる。

4 苦情申出人の主張について

(1) 苦情申出人は、釧路地方裁判所が苦情申出人に対して開示文書の写しを送付せず、開示の実施方法を謄写と指定した上で、その実施の日時及び場所を指定したことは不当である旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点につき付言するならば、まず、本件開示申出書には、障害を理由とする社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示に当たるような記載はなく、「求める開示の実施の方法」について「謄写」に丸印が記載されていることが認められる。かつ、当委員会庶務を通じて確認した結果に照らすならば、原判断に至るまでの過程において、上記意思表示があったことをうかがわせる事情は認められない。また、司法行政文書の開示の実務において、開示文書の枚数が少ない場合には、各庁の裁量による司法行政サービスとして、開示申出人に対して無償で写しの送付を行っていることが認められるものの、本件における開示文書の枚数は合計34枚であることからすれば、上記サービスの対象であるとも考えられない。このことからすれば、原判断に際し、釧路地方裁判所が、取扱要綱及び実施細目の定めに従い、開示の実施方法を謄写と指定して、その実施の日時及び場所を指定したことが不当であったとはいえない。

(2) 苦情申出人は、司法行政文書不開示通知書記載の事務連絡の日付に整合性がなく、補正を求めたのは不知である旨主張する。しかしながら、本件事務連絡の存在及びその記載内容を踏まえれば、釧路地方裁判所が苦情申出人に対して補正を求めたことが認められ、また、本件事務連絡の日付と上記不開示通知書記載の事務連絡の日付とは整合していることが認められる。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

(3) 苦情申出人のその他の主張も、上記1から3までの判断を左右するものはない。

5 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、本件対象文書の本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、また、釧路地方裁判所において本件開示申出文書1を保有しておらず、本件開示申出文書2について開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成31年度における裁判事務の分配等に関する規程
- 2 釧路家庭裁判所の平成31年度における裁判事務の分配等に関する規程
- 3 履歴書（裁判官A分）
- 4 履歴書（裁判官B分）
- 5 履歴書（裁判官C分）